

# WIPO総会事務局長報告書

年次報告書

2015



**WIPO**  
WORLD  
INTELLECTUAL PROPERTY  
ORGANIZATION



2014年9月に開催されたWIPO総会の前回会合以来の当機関の状態、展開及び進捗状況についてご報告いたします。概して、当機関の状態が示す状況は非常に良く、本報告書で詳しく報告するように、多くの分野で順調な進捗が見られました。法令に関する分野は、こうした概して順調な状況とは対照的で、長年にわたって議題として取り上げられてきた複数の問題に関して、依然として加盟国間の合意に至っていません。また、100年以上にわたって構築されてきた多国間の法的枠組みの今後の課題に関する明確な道筋についても、加盟国間の合意形成が難航しています。

まず、当機関の財務状態からご報告いたします。

## 財政状況

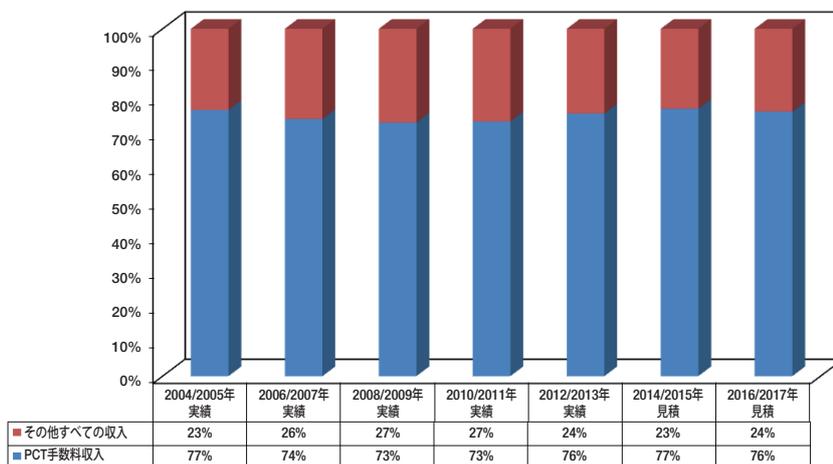
1. 当機関の財務内容は、グローバル知的財産（IP）制度（特許協力条約（PCT）、国際商標出願のためのマドリッド制度及び国際意匠出願のためのハーグ制度）の下でのサービスへの需要が好調なことから、健全な状態を維持しています。グローバルIP制度への需要の高まりにより、当機関の二年間歳入は、1990～1991年の二年間において1億8,420万スイスフランであったのが、現行の2014～2015年の二年間における見込み歳入では7億1,330万スイスフランとなり（実際の歳入はこれより高くなると予想されます）、この25年間で287%増加しました。このようにグローバルIP制度からの歳入が増加したことにより、加盟国の負担金が当機関の全歳入に占める割合は減少しています。加盟国の負担金は何年間も額面金額が変わらないままでしたが、現行の二年間においては、グローバルIP制度による手数料収入が全歳入の94%を占めるのに対し、加盟国の負担金が全歳入の6%を占めると見積もられています。手数料収入の大部分はPCTから生じており、その割合は、現行の二年間における当機関の全歳入の77%を占めると推定されます。

2. 現行の二年間の1年目である2014年は、全体として3,700万スイスフランの黒字で終わりました。これは、歳入・歳出及び準備金から資金を充当したプロジェクトに関連する歳出に国際公会計基準（IPSAS）を適用したことによる調整額を考慮後の金額です。2014年の収入は、主にPCTによる手数料収入が8.2%増加したことにより、前年比で5.3%増加しました。2014年の支出は前年比で1%減少しました。一番多い支出項目は依然として人件費であり、全支出の64.9%を占めています。次いで多い支出項目は、外部専門家をさらに柔軟に多数利用したことを反映し、契約サービスとなり、これが全支出の19.1%を占めました。2014年における収入源の内訳と支出先については、3ページの表をご覧ください。

3. 2015年については、通貨変動や、新しい法律が施行された米国からの出願人により2014年のPCT利用量が異例の一時的増加を見せたことに関連した変化はあったものの、8月末までは2014年といくらか似た傾向が見られました。我々は、2015年の残りの期間及び2014～2015年の二年間は健全な黒字となり、準備金及びその流動性を望ましい水準まで押し上げるものと予想しています。

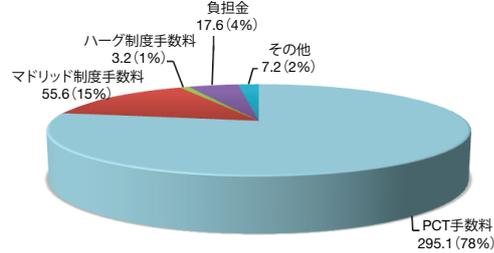
4. 次の2016～2017年の二年間の計画・予算の草案は、加盟国の承認を得るために2015年の総会で審議にかけられます。当該草案はすでに、計画・予算委員会の2度の会期で十分に審議されました。2016～2017年の二年間の歳入は、現行の二年間に比べて6%増の7億5,630万スイスフランまで増加すると見積もられています。加盟国の負担金は額面金額で若干減少し、全歳入の5%（現行の二年間においては6%）を構成するに留まると予想されています。次の二年間では、4.9%増の7億700万スイスフランの歳出が提案されています。その金額の範囲内で、人件費以外の費用は10%増とすることが提案されているのに対し、人件費は現行の二年間に比べて2.1%増に抑えられています。全体として、2,080万スイスフランの営業黒字を目標としています。

2004/2005年から2016/2017年までの全収入に占めるPCT手数料収入の割合

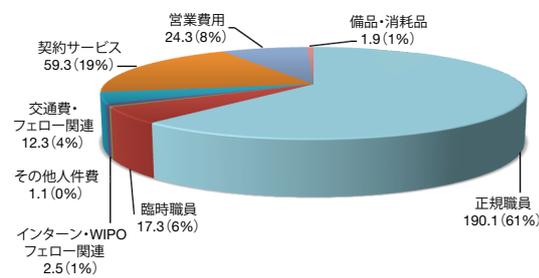


5. ここ数年間における当機関の歳入の安定成長、そして依然として不透明な世界経済の見通しやスイスのマイナス金利といった現在の経済環境の特異性を鑑み、特に、財務管理に関する2つの長期的な論点について慎重に審議する必要があります。今年の計画・予算委員会の会議で、加盟国は両方の論点について十分に審議しました。最初の論点である慎重かつ適切な投資方針は、計画・予算委員会の審議と肯定的な提言を受け、現在、承認を得るために2015年の総会に提出されています。2つ目の論点は準備金に関する方針です。準備金は予期せぬ減収を埋め合わせる目的のもので、2014年末時点で2億4,600万スイス<sup>3</sup>の残高があります。この論点についても、計画・予算委員会の審議と肯定的な提言を受け、総会は準備金の流動性水準を上げるための道筋を承認するよう求められています。

2014年の収入内訳  
(単位：百万スイスフラン)



2014年の支出内訳  
(単位：百万スイスフラン)



## グローバルIP財産制度

6. PCT、マドリッド制度及びハーグ制度に対する需要は引き続き増大し、その地理的範囲も拡大し続けています。加盟国は作業部会を通じて、該当する上位条約の制約の範囲内で、それぞれの制度の継続的な近代化と刷新に取り組んでおり、その結果は、上位条約に基づく規則の改正案の形で各総会に提出されています。事務局の業務としては、グローバルIP制度の円滑な運営、より便利で有効な情報技術 (IT) 支援システム、そして生産性の向上に重点的に取り組んでいます。これまでに引き続き、当機関は制度の手数料を値上げせず、価格を一定水準に維持しています。

### 特許協力条約 (PCT)

7. PCTは、知的財産分野における国際協力の優れた事例です。PCTへの参加は地理的に広範囲に及び、加盟国は148カ国に上っています。2014年には、124カ国から214,500件の国際特許がPCTに基づき出願されました。世界中で出願された非居住者による特許出願のうち、55%超がPCTを通じて出願されています。

8. PCTの運用が開始されてから、今年で37年になります。PCTに基づく出願数は、毎年増加の一途をたどっています (世界的な経済危機の真っ只中であつた2009年のみ例外でした)。2014年には、PCT出願は、4.5%の伸びを記録しました。地理的には、引き続きアジアが最大のPCT出願地域であり、全出願の40.6%を占め、これに対して北米からの出願が30.1%、欧州からが27.4%を占めています。個別の国に関しては、米国が最大の出願国であり、次に日本、中国、ドイツ、韓国が続いています。

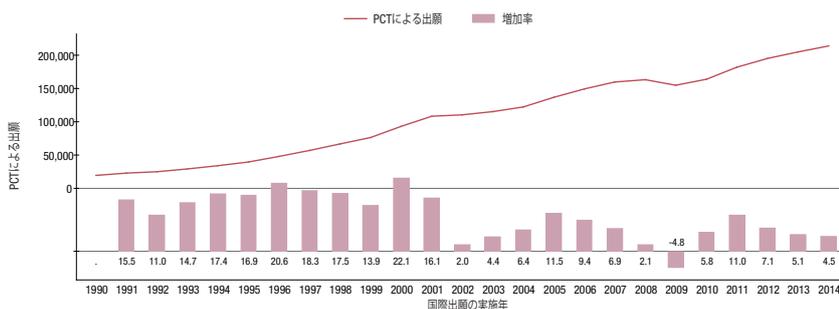
9. 2014年には、49,621人の出願人からの出願が受理されました。分野別の出願元は、企業が85.1%、個人が7.8%、大学が4.8%、政府機関又は研究機関が2.3%でした。これらの出願人や出願を検討しているその他の方からの情報や研修に対する継続的なニーズに応えるため、当機関では、PCTに特化した働きかけや、研修及び顧客サービス活動を相当量実施しており、提供サービスに対する満足度を測るために、PCTのステークホルダー (出願人とPCT締約国の特許庁の両方) への定期的な調査も実施しています。

10. 当機関が近年達成した成果の1つがePCTの開発です。ePCTは、当機関、国や地域の知財庁及び出願人によるPCT出願の申請、処理及び管理に関して、包括的な電子環境を提供しようとするものです。現在、50以上の国や地域の知財庁がこのシステムにアクセスし、出願人に提供するサービスの向上のために、さまざまな方法でこれを活用しています。このシステムによって初めて、非常に多くの機関がオンライン出願を提供できるようになります。近い将来、さらに多くの機関がこのシステムを利用できるようになることが期待されます。

### PCT加盟国

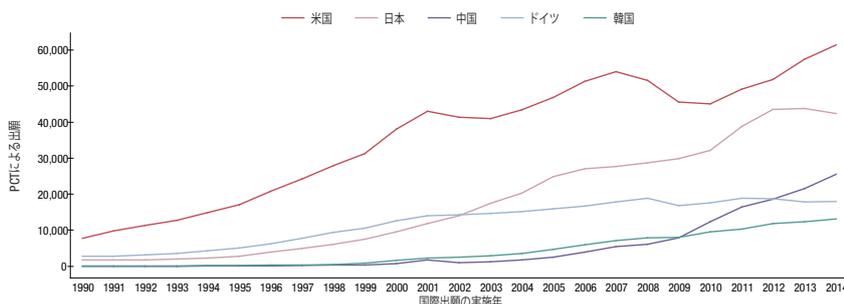


### PCT出願の動向



注：2014年のデータはWIPOによる予測値  
出典：WIPO統計データベース (2015年3月)

### 上位5カ国に関するPCT出願の動向

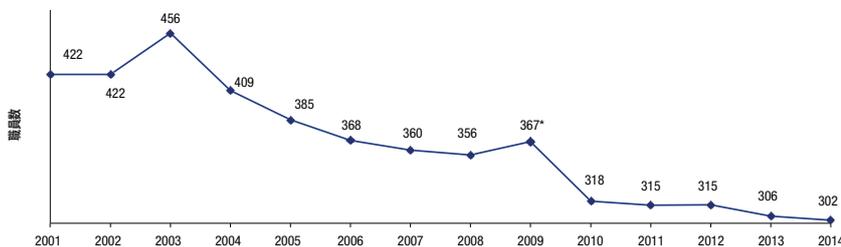


## 上位50のPCT出願人(1995年～2014年)

ランク	名称	国籍	主な技術分野	公開済みのPCT出願
1	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	オランダ	音響・映像技術	28,486
2	パナソニック株式会社	日本	音響・映像技術	28,224
3	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	ドイツ	電気機械、電気装置、電気エネルギー	21,695
4	ROBERT BOSCH CORPORATION	ドイツ	エンジン、ポンプ、タービン	20,577
5	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	中国	デジタル通信	16,869
6	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	スウェーデン	デジタル通信	15,789
7	QUALCOMM INCORPORATED	米国	デジタル通信	15,326
8	ZTE CORPORATION	中国	デジタル通信	14,447
9	トヨタ自動車株式会社	日本	運輸	12,326
10	シャープ株式会社	日本	光学機器	12,179
11	BASF SE	ドイツ	有機ファイン・ケミストリー	11,853
12	NOKIA CORPORATION	フィンランド	デジタル通信	10,668
13	PROCTER & GAMBLE COMPANY	米国	基礎材料化学	10,563
14	LG ELECTRONICS INC.	韓国	デジタル通信	10,360
15	三菱電機株式会社	日本	電気機械、電気装置、電気エネルギー	10,167
16	INTEL CORPORATION	米国	コンピューター技術	9,658
17	日本電気株式会社	日本	コンピューター技術	9,441
18	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	米国	光学機器	8,991
19	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	韓国	デジタル通信	8,501
20	ソニー株式会社	日本	音響・映像技術	8,356
21	富士通株式会社	日本	コンピューター技術	8,266
22	MOTOROLA, INC.	米国	デジタル通信	8,009
23	E.I. DUPONT DE NEMOURS AND COMPANY	米国	高分子化学、ポリマー	7,463
24	MICROSOFT CORPORATION	米国	コンピューター技術	7,191
25	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORPORATION	米国	コンピューター技術	6,821
26	HEWLETT-PACKARD DEVELOPMENT COMPANY, L.P.	米国	コンピューター技術	6,484
27	UNIVERSITY OF CALIFORNIA	米国	バイオテクノロジー	5,935
28	株式会社日立製作所	日本	コンピューター技術	5,824
29	GENERAL ELECTRIC COMPANY	米国	電気機械、電気装置、電気エネルギー	5,056
30	富士フイルム株式会社	日本	光学機器	4,886
31	THOMSON LICENSING	フランス	音響・映像技術	4,696
32	HONEYWELL INTERNATIONAL INC.	米国	計測	4,680
33	HENKEL KOMMANDITGESELLSCHAFT AUF AKTIEN	ドイツ	基礎材料化学	4,513
34	株式会社東芝	日本	電気機械、電気装置、電気エネルギー	4,306
35	KIMBERLY-CLARK WORLDWIDE, INC.	米国	医療技術	4,200
36	BOSCH-SIEMENS HAUSGERATE GMBH	ドイツ	その他の消費財	4,183
37	DAIMLER AG	ドイツ	運輸	4,122
38	キヤノン株式会社	日本	光学機器	4,115
39	COMMISSARIAT A L'ENERGIE ATOMIQUE ET AUX ENERGIES ALTERNATIVES	フランス	半導体	3,981
40	FRAUNHOFER-GESELLSCHAFT ZUR FORDERUNG DER ANGEWANDTEN FORSCHUNG E.V.	ドイツ	計測	3,951
41	APPLIED MATERIALS, INC.	米国	半導体	3,745
42	NOVARTIS AG	スイス	製薬	3,712
43	バイオニア株式会社	日本	音響・映像技術	3,638
44	ダイキン工業株式会社	日本	熱処理機構	3,564
45	ALCATEL LUCENT	フランス	デジタル通信	3,475
46	株式会社村田製作所	日本	電気機械、電気装置、電気エネルギー	3,456
47	CORNING INCORPORATED	米国	光学機器	3,453
48	DOW GLOBAL TECHNOLOGIES INC.	米国	高分子化学、ポリマー	3,405
49	三菱重工株式会社	日本	エンジン、ポンプ、タービン	3,390
50	MEDTRONIC, INC.	米国	医療技術	3,373

出典：WIPO統計データベース（2015年3月）

PCTの運用に携わる職員の数

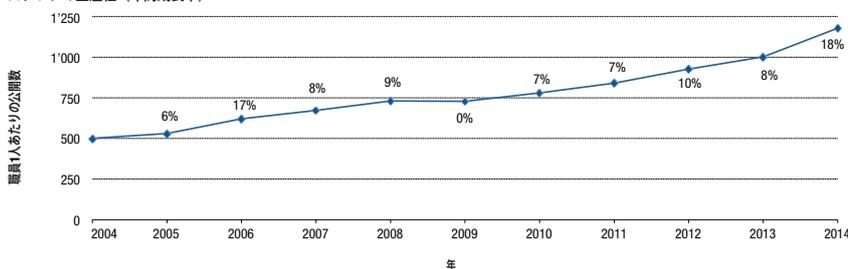


出典:WIPO統計データベース(2015年1月)

注:職員は、12月のスタッフ一覧から常勤に相当する職員数をカウントしています。

\*2009年の職員数の増加は、2009年以前は運用部門の一部ではなかった(したがって当時は職員の一部としてカウントされていなかった)2つの部署をPCT運用部門に統合したためです。当該部署は、PCT情報システム・サービス(30名)とPCT手数料取扱チーム(2名)です。これら2部署の統合がなければ、運用部門の職員数は、2008年の356名から2009年の335名へと減少したはずでした。

スタッフの生産性(年間成長率)



出典:WIPO統計データベース(2015年1月)

注:職員は、12月のスタッフ一覧から常勤に相当する職員数をカウントしています。

11. ePCT及びその他のITプラットフォームの影響とマネジメントへの重点的な取り組みによって、事務局は上記の図表に示すとおり、生産性の着実な向上を実現し、運用に携わるスタッフ数を減少させ、1人あたりの業務処理量の増大を達成しました。

12. PCT制度のその他の発展としては、国際調査・予備審査機関の将来に向けた増加などが挙げられます。PCT同盟総会は、2015年同盟総会において、ヴィシエグラード特許機構(チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド及びスロバキアにより設立された特許分野での協力に関する政府間組織)を国際調査及び予備審査機関として指定する提案を検討予定です。中欧、バルト諸国地域では初の国際調査・予備審査機関となります。

### マドリッド制度

13. マドリッド制度への加盟は、確実に増加し続けています。2014年同盟総会以降、カンボジア、ガンビア、ジンバブエ及びアフリカ知的財産機関(OAPI)がマドリッド制度に加盟し、その結果、加盟数は96となり(地域商標制度への加盟により)加盟国は112カ国に広がっています。注目すべき進歩は、マドリッド

協定のみを締約していたアルジェリアが、マドリッド協定議定書を締約したことでした。アルジェリアは、マドリッド協定のみ締約していた最後の国でした。同国のマドリッド協定議定書の締約によって、マドリッド制度は、今後、単一制度として運用可能となります。

14. マドリッド制度に対して、多数の国々による加盟が予定されています。特に、同制度に未加盟の東南アジア諸国連合(ASEAN)に所属する諸国、カナダ、アフリカ諸国やカリブ海諸国による加盟が挙げられます。世界の中で、依然としてマドリッド制度への加盟が進んでいない地域は中南米です(コロンビア、キューバ及びメキシコという顕著な例外を除きます)。

15. 2014年のマドリッド制度に基づく需要の増加は、国際出願数が2.3%の伸びと比較的控えめなものでした。2015年の伸びも小さいと予想されています。世界経済が引き続き低迷し、とりわけスイスフラン高により、多くの出願人にとってマドリッド制度の利用が高額となっていることが、比較的低い成長率の主な理由と考えられます。

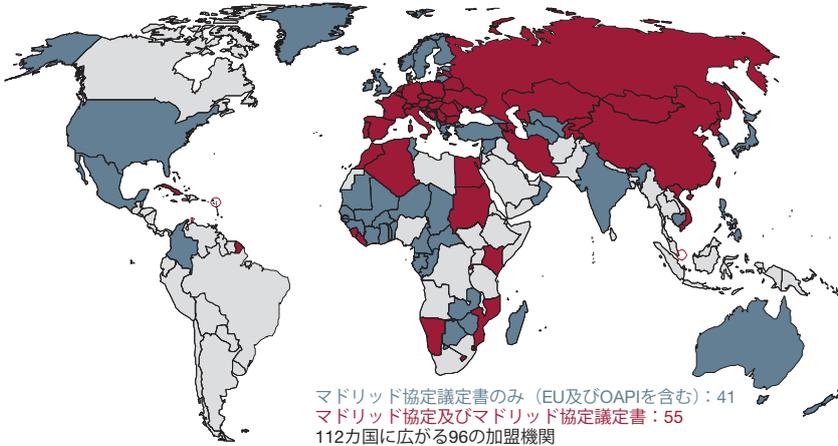
16. 2014年の全増加量の半数以上を米国が占め、米国は、ドイツに代わってマドリッド制度の最大の利用国となりました。要請により保護が申請された上位5つの対象市場は、中国、EU、米国、ロシア連邦及び日本でした。

17. 昨年の報告書では、マドリッド制度のサービスの効率性と品質を向上させるための事務局のプログラムについて、その概要が示されました。2014年は、作業負荷とリソースの計画策定、顧客サービスの改善、スタッフの研修に関して進歩がありました。これは2015年にも強化されています。こうした改善は、マドリッド制度のすべての処理における処理期間の減少などに目に見える形で現れています。現在、処理期間は、マドリッド制度のウェブサイト上で毎月公表されています。現在の業務計画予測によると、次の二年間で、マドリッド制度のすべての処理に関して処理期間を30日以下とすることが可能となる予定です。同じく次の二年間に、顧客からの問い合わせや苦情に対する事務局の対応の改善、利用者に関連機関のニーズに応える分類方法の見直し及びWIPOのデジタル・サービス(「e-マドリッド」)の拡張が重点的に実施される予定です。

18. e-マドリッドのデジタル・サービスは、進化し続けています。サービスは単一のエントリー・ポイントを通じて提供され、調査、出願、監視、管理及びコンサルティングという商標のライフサイクルのプロセスに従って、体系化された機能を提供します。e-マドリッドは、国際出願と国際登録の出願及び維持に必要なすべての活動に関して、総合的、対話型、魅力的で、使いやすい環境をマドリッド制度のすべての利用者に提供します。

19. 2016年に、マドリッド協定は125周年を迎え、マドリッド協定議定書は20周年を迎えます。事務局はこの歴史的な節目を記念して、ふさわしい祝賀行事を行う予定です。

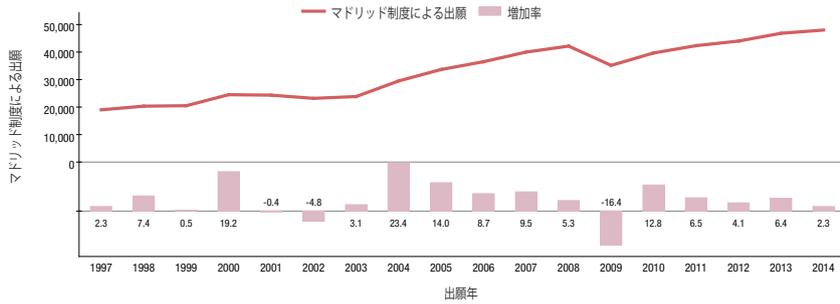
マドリッド制度の加盟国



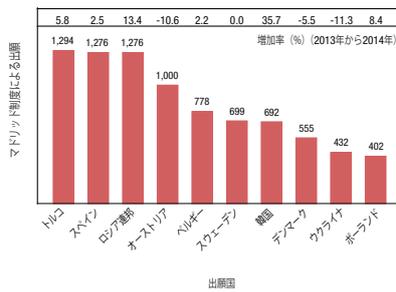
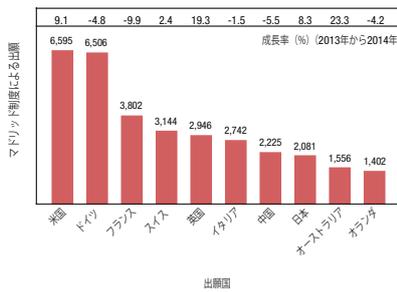
写真：インド商工会議所連合会 (FICCI)

マドリッド制度に基づく国際商標登録は、7月に125万件に達しました。インド政府の閣外専管大臣 (商工担当) であるNirmala Sitharaman氏は、インドに本拠地を置く企業であるMicromax Informatics Ltd.に対して、この記録的な達成を表彰しました。

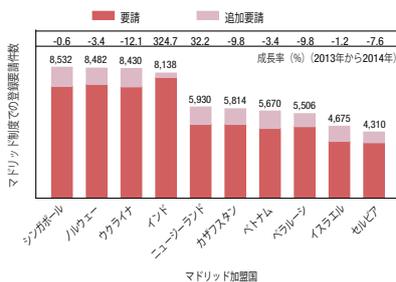
国際出願の動向



国際出願の出願国の上位20カ国 (2014年)



登録要請に関する上位20のマドリッド制度加盟国での登録要請件数 (2014年)



## ハーグ制度

20. ハーグ制度は大幅な拡大を目前にしており、この拡大によって、同制度は国際的な知的財産制度の中で重要性を高め、最終的には真にグローバルな広がりを持った制度に変化を遂げる可能性があります。2014年同盟総会以降、日本と米国が最新のハーグ制度を反映したジュネーブ改正協定に加盟し、その結果、ジュネーブ改正協定の締約国数は49カ国になりました。マドリッド制度と同様、同制度に未加盟のカナダ、中国、ロシア連邦、ASEAN諸国など、多くの積極的な国々がハーグ制度への加盟に関心を示しています。

21. 日本と米国の加盟により、ハーグ制度の利用に対する影響がすでに現れ始めています。2015年には出願数が急増しており、2015年のこれまでの出願数は、すでに2014年を通して受理した合計出願数を上回っています。このような初期の段階での需要の増加は、新規加盟国だけでなく、同制度に長年加盟してきた国々の利用者にも起因しています（ハーグ制度が日本と米国に対して発効したのは2015年5月のことです）。これは、地理的範囲の拡大により、同制度を利用するメリットが高くなっていることを示しています。

22. 意匠出願を実質的に審査する制度を有する国々が新規加盟することによって、ハーグ制度の運用が複雑になるという影響が予想されています。しかし、ITプロセスやITツールの開発により、制度の管理を担当する事務局と利用者の双方に対して、ある程度、複雑化の影響を緩和することができます。デジタル・サービスは、国際出願と国際登録の出願及び維持に関して、総合的かつ対話型で、使いやすい環境をハーグ制度のすべての利用者に提供するために、進化し続けています。

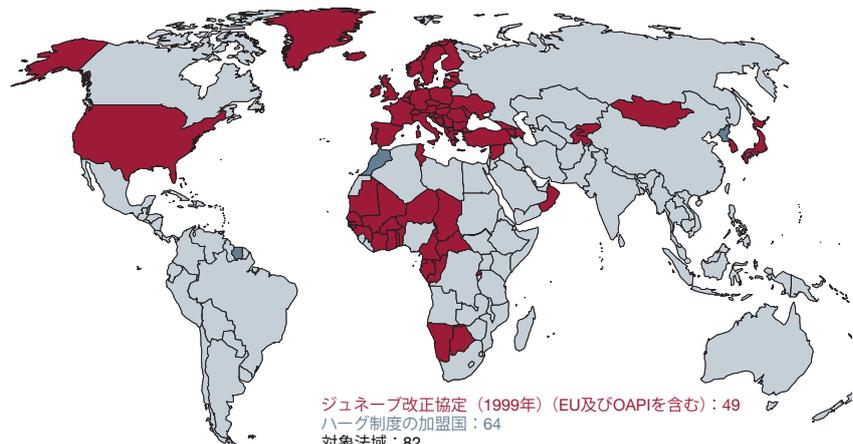
23. 現在、ハーグ制度が設立されてから90年が経過しており、単一の制度を実現し、ハーグ条約を構成する複数の協定の適用から生じる複雑さを排除するための作業が、今後の課題として残っています。理想的には、ハーグ制度の全加盟国がジュネーブ改正協定を締約することを目指します。



写真：WIPO

2月に日本と米国は、意匠の国際登録に関するハーグ制度に加盟しました。2014年の韓国の加盟後、最近の加盟国の増加は、ハーグ制度の成長を後押ししています。

ハーグ制度の加盟国



## WIPO調停仲裁センター

24. 調停仲裁センターでは、知的財産紛争について、法廷での訴訟より時間効率及びコスト効率の高い代替手段を提供しています。同センターでは、事案の処理及び裁判外紛争処理手段(ADR)に関するポリシーと専門知識の提供を行っています。

### ドメイン名

25. WIPOが1999年に初めて統一ドメイン名の紛争解決ポリシー(UDRP)に基づく事案を処理して以来、WIPOに申請された事案の総件数は、60,000以上のドメイン名を含む商標32,000件以上となっています。2015年の現時点までにWIPOが受理したドメイン名に関する事案は2,015件と、2014年の同期間の受理件数を3.9%上回っています。WIPOが受理したドメイン名の不法占拠に関する事案の総件数は、2014年に2%増加し、商標の不正利用を主張する商標権所有者が申請した事案は2,634件に上りました。

26. WIPOのUDRPに基づく2014年の事案には、108カ国の当事者が関与していました。告訴人の業種の上位3つは、小売(全事案の13%)、銀行・金融(11%)、ファッション(10%)でした。事案は、43カ国からのWIPOの仲裁人297名によって裁定され、手続きは16種類の言語で実施されました。国ごとに割り当てられたトップレベル・ドメイン(ccTLD)が全事案の13%を占め、71カ国のドメイン登録機関が、現在このWIPOのサービスを指定しています。

27. 新たに導入されつつある分野別トップレベル・ドメイン(gTLD)の登録により、UDRP関連事案が発生し始めています。これまで申請された1,400事案のうち、約800事案が新たなgTLDの運用に関するもので、こうしたgTLDに関わる事案が、2015年の現時点までのWIPOによる取扱件数の約14%を占めています。

### 知的財産紛争

28. 特許、商標、ソフトウェア、研究開発及びフランチャイズに関連する事案は、WIPOの調停・仲裁規則に基づき申請されていました。これらの事案は、知

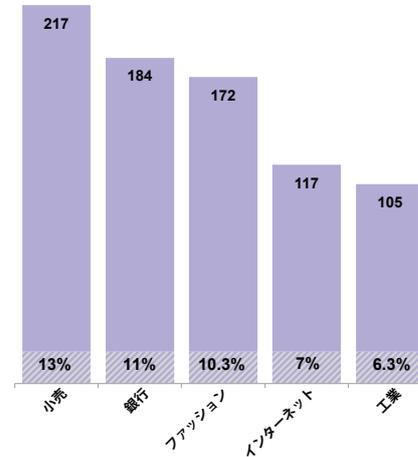
WIPOのUDRP関連事案  
(2014年～2015年)(9月30日時点)



的財産の取引にWIPOに関する条項を組み込んでいる当事者から提出されてきましたが、WIPOのADRIは、一般的な知的財産の紛争でも利用されるケースが増えています。関係する知的財産機関や商標機関と協力して、WIPOは、当該機関において権利紛争を解決するために、当事者に対してコスト効率の高いオプションを提供しています。例えば2015年に、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)は、フィリピン国外に居住する1人又は複数人の当事者が関与する事案で、IPOPHLに付託された調停事案の管理者として、当事者の選択によりWIPO調停仲裁センターを指定しました。同じく2015年に、韓国著作権委員会及び韓国コンテンツ振興院は、国際的な当事者が関わる事案において、WIPOの調停オプションの提供を開始しました。また、ブラジル、コロンビア、インドネシア、メキシコ、シンガポールの機関との連携も進められています。過去の経験に基づき、同センターは、ADRプログラムの導入を検討している機関に対して、最近、実務的な手引きを提供するガイドを発行しました。

29. 2015年に、同センターは、Palexpo展示会向けのWIPO簡易知的財産紛争解決手順を策定しました。この新たな仕組みは、出展者及び出展者以外の知的財産権を著作権、商標権又は意匠権の侵害から保護することを目的としたもので、2015年のジュネーブ国際モーターショーで初めて利用されました。

2014年のWIPOのUDRP  
関連事案における上位5業種  
申請事案数及び総申請数に占める割合



30. 同センターは以前から、フランチャイズ&ライセンス協会(シンガポール)及びスペイン・フランチャイズ協会と提携していますが、2015年に、ステークホルダーに対してADRオプションの認知度を高めるために、スイス・フランチャイズ協会と契約を締結しました。

31. PCTに基づく上位出願人の一部は、複数の法域で、通信特許に関わる標準関連の紛争に関与しています。一部の法域では近年、国の裁判所や公正取引委員会は、調停や仲裁による紛争解決を当事者に対して奨励しています。2015年にWIPOの同センターは、標準化組織と連携し、公平、合理的かつ非差別的な条件(FRAND条件)に関わる紛争に関してWIPOのADRオプションのプロモーションを実施しました。

## 国際的な法的枠組み

「情報は力です。私達は、人生に関する決断を下すために情報を使います。我々世界中の視覚障害者やプリント・ディスプレイ（印刷物を読むことができない障害）のある者は、人生が変わることを待ち望んでいます。すべての政府に対して、緊急を要する問題としてマラケシュ条約の批准と施行を行うよう強く求めます。」

Marianne Diamond 氏



写真：UN/Jean-Marc Ferré

視覚障害者の権利を主張している Marianne Diamond氏は、12月に国連のTEDxイベントで登壇し、マラケシュVIP条約の批准を求めました。

### 既存の条約

32. 2014年9月以降、WIPOが管理する26の条約に20の新規加盟があり、それらの多くは発展途上国からの加盟でした。現在、100以上の加盟国を抱える条約は（WIPO設立条約を含んで）4つあり、過去5年間にわたる加盟率に基づくと、2020年までに、少なくともさらに5つの条約の加盟数が100カ国に到達する可能性があります。

33. 当機関はまた、最近締結された3つの国際条約のうち2つ（すなわち視覚的実演に関する北京条約（2012年）及び全盲、視覚障害又はその他のプリント・ディスプレイのある人々の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約（2013年））であり、それぞれの締約国は9カ国と10カ国です）が、次の二年間で発効すると見込んでいます。注目すべきは、これらの条約がWIPOの条約の中で、採択後1年以内に最も多くの署名を集めた条約であるという点です。署名数はそれぞれ74カ国と80カ国で、これは多くのWIPO加盟国がこれらの条約の締約を約束したことを示しています。これらの条約の発効に向けた進展を支援するために、当機関は、加盟国が批准や締約及び施行の準備を行う際の支援に取り組んでいます。条約の批准や締約及び施行を促進するための実際的な情報を加盟国に提供するため、過去数年にわたって、さまざまな地域会議及び地域間会議を企画してきました。とりわけ、ポルトガル語諸国（カーボベルデのプライア）、アラビア語諸国（オマーンのマスカット）、アジア太平洋地域の国々（シンガポール）、そしてコーカサス、中央アジア及び東欧諸国（ジョージアのトビリシ）に対するセミナーやワークショップは、成功を収めました。さらに2014年には、マラケシュ条約の発効時に、その受益者がアクセシブルな形式の書籍、テキスト及び教材を迅速に作成、配布することができるようにするツールと機能の開発において加盟国を支援する目的で、アクセシブル・ブック・コンソーシアム（ABC）が発足しました。

### 原産地名と地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定の採択

34. 2015年5月20日に、原産地名及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定が、ジュネーブで開催された外交会議で採択されました。この新たな協定は、既存の1958年のリスボン協定を近代化するものであり、それによりコーヒー、茶、果物、ワイン、陶磁器、ガラス及び布などの原産地が重視される商品の生産者に対して、商品の地理的表示（GI）を国際的に登録、保護する道を開くものです。従来、リスボン制度では、原産地名（AO）の狭い分類での登録、保護に関してのみ規定し、その認定を受けるには、通常、国レベルで厳しい要件を遵守することが求められていました。

35. GI及びAOはいずれも、特定の地理的原産地を持ち、かつ指定商品と原産地との間に質的な結びつきを持つ商品に関する表示です。GIの場合、商品は原産地に起因する品質若しくは特徴、又は評判を少なくとも1つ備えている必要があり、一方AOは、原産地とより強い結びつきを持つ特殊なGIであり、地理的原産地に独占的若しくは本質的に由来する商品の品質又は特徴を持つことが求められます。

36. 法的枠組みの拡大とさらなる発展に努める中で、本条約は、GIの保護に関して異なる法体系を採用する国々の要件にも対応しています。そのため、各国は、独特なAO若しくはGIの制度、又は団体商標と証明商標を用いた商標制度のいずれかを通じて、ジュネーブ改正協定が定める保護措置を実施することができます。新協定はまた、保護範囲の定義についても近代化し、ある特定の法域での登録の有効性に異議を申し立てるか若しくはこれを無効にするため、又は事業ですでに使用している商標権や個人名及び植物種や動物種の名称に基づく権利を保護するための参加型手続きなどを含め、保護措置をいくつか定めています。

37. ジュネーブ改正協定にはすでに12カ国が署名しており、引き続き、採択日から12カ月間、署名を受け付けます。さらに5カ国が批准又は加盟した時点で、同協定は発効します。

#### 著作権及び著作隣接権

38. 著作権・著作隣接権常設委員会 (SCCR) において長年議論されてきた主な議題の1つが、放送に関する国際的な法的枠組みの刷新です。放送に関する既存の国際規則は、1961年のローマ条約に遡り、これはインターネットが登場し、インターネット上での商業活動が認められるようになるずっと以前のものです。今年になって、長年にわたるSCCR内での議論は、2つの建設的な会議により本格化し、代表団はこれらの会議において、いくつかの主要な基本原則に関する議論を前進させることができました。議論の一助とするために、急速に変化する放送業界における現在の技術動向や技術開発に重点を置いた終日の情報セッションが開催されました。SCCRでは、2016年に開催される外交会議のロードマップについて合意に至ることができませんでしたが、加盟国は来年、再び機会を持ち、具体的な成果について合意できる見込みです。

39. SCCRにおいて加盟国は、権利の例外と制限に関しても、引き続き議論を行いました (図書館とアーカイブ、教育機関と研究機関、視覚障害者以外の障害者に関する例外及び制限)。SCCRは、主題に関して根拠に基づいた議論を進めることに合意し、より多くの情報源を支援する考えを繰り返し表明しました。図書館とアーカイブに関する制限及び例外について、Kenneth Crews教授は、WIPO加盟国全188カ国における現状を網羅した調査を行いました。この調査はSCCRに歓迎され、現在、他にもいくつか調査が実施されています。

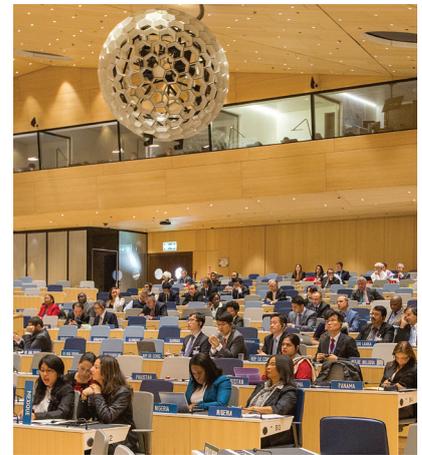
#### 商標、意匠、地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT)

40. SCTは、2014年11月の第32回会合及び2015年5月の第33回会合において、引き続き意匠法条約 (DLT) の草案に関する作業を行いました。DLT草案及び規則案は、現在、32カ条と17の規則から構成されており、代替オプションや代替提案の対象となっているものはごく一部しかありません。

41. DLTに関するSCTの作業は、登録手続きの簡素化により意匠保護システムに対するより簡単なアクセスを実現することによって、デザイン業界におけるイノベーションを、これまで以上にシンプルかつ効果的に支援することを目的としています。意匠は国内の創作者又は国内に居住する創作者にとって特に重要性を持つものであるため、この作業は特に重要です。あらゆる工業所有権の中で、意匠は、圧倒的に国内の利用者による出願が多い権利です。2014年の世界知的所有権統計によると、2013年に世界中で出願された124万の意匠の85.4%が、国内に居住する出願人によるものであり、国内居住の出願人は、上位20の出願機関のうち15機関においても出願の過半数を占めていました。

#### 知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)

42. 2014年総会では、2015年のIGCの作業プログラムに関して決定には至りませんでした。したがって、IGCの会合は、2014年以降開催されていません。2015年総会では、2016～2017年の二年間におけるIGCのマンデートの更新に関して議論、合意が行われる見込みです。IGCの交渉は長期に及ぶ困難なものでしたが、多くの加盟国が、この交渉に大きな期待を寄せています。この分野における成果は、知的財産に関する方針、法律及び活動に影響力を持ち、先住民や地域社会、その他のステークホルダーに利益をもたらすことを目的としています。



写真：WIPO

43. 事務局は2015年、依頼に応じて、能力強化と技術支援の活動を継続的に実施してきました。この活動は、加盟国及びその他のステークホルダーが将来的なIGCの会合において、また地域及び国のレベルにおいて、情報に基づく方針決定を行うことができるよう問題や選択肢を十分に理解してもらうことを目的とするものです。新たに遠隔教育コースが開始され、また、オーストラリア政府とスイス連邦知的財産庁からの財政支援を受けて、遺伝資源、伝統的知識及び伝統的文化表現に関する活動、経験、事例研究を共有するため、ジュネーブで2つの国際セミナーが開催されました。これらのセミナーは非常に好評でした。

## グローバル・データベース、ITツール及びプラットフォーム

44. 国際的知的財産制度の運用の基礎となるソフト・インフラの重要な要素の開発及び展開において、大きな進展がありました。

### グローバル・データベース及び検索ツール

45. 当機関は、あらゆるタイプの登録済み知的財産権の出願・登録を通じた情報開示、IP分野の国内法、地域法、国際法及び条約、並びにIP統計をカバーする5つのグローバル・データベースを有しています。これらのデータベースは、政策立案者、企業及び学界がIP制度によって発生する経済及び商業情報を利用できるようにしています。また、技術や知識へのアクセスのみならず、政策分析や経営的意思決定の改善のための経験的基礎も提供しています。

### パテントスコープ

46. 当機関の特許データベースであるパテントスコープ (PATENTSCOPE) は、特許データを提供する各国知財庁の増加に伴い (下の図に示すように、36カ国の知財庁並びに3地域の知財庁 (アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO)、ユーラシア特許庁 (EAPO) 及びヨーロッパ特許庁 (EPO))、本格的な世界的特許データベースとして貴重な存在となっています。WIPOは、パテントスコープのユーザビリティ (使いやすさ)、セキュリティ及び研修を改善しています。例えば、httpsへの移行により、パテントスコープのトラフィックが暗号化されるようになり、利用者の活動が監視されることがなくなりました。新しいエクスポート機能は、最大1万件の検索結果をスプ

レッドシートに転送することが可能で、視覚的表現や分析的表現の向上をもたらします。さらに、パテントスコープ内に新たに開設したグローバル・ポータル「特許登録簿ポータル」 (Patent Register Portal) により、世界150カ国以上の知財庁のウェブサイトへリンクして国内特許の法的状況を取得できるようにすることで、特許の法的状況情報へのアクセスも強化しました。

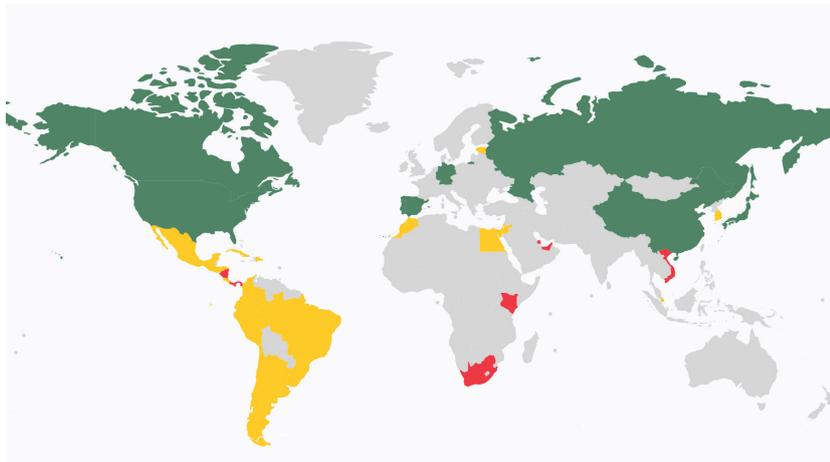
### グローバル・ブランド・データベースとグローバル・デザイン・データベース

47. グローバル・ブランド・データベースは、マドリッド制度からの商標データ、リスボン制度からの原産地名、パリ条約第6条に基づいて保護される紋章及び22カ国の国内登録商標データを収録しています。世界中の商標の視覚的に類似した画像や図形要素を検索することを可能にした、グローバル・ブランド・データベースの画期的な画像ベース検索機能は、知財庁と利用者の双方から高く評価されており、今後もこの機能のさらなる改良に取り組んでいきます。

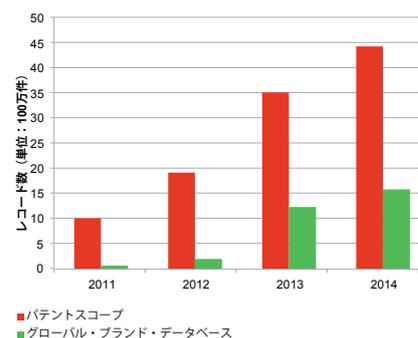
48. グローバル・デザイン・データベースは2015年1月に立ち上げられ、ハーグ制度からの意匠データに加え、現在のところ5カ国 (カナダ、日本、ニュージーランド、スペイン及び米国) の国内データ・コレクションを提供しています。今後数カ月で追加の国のコレクションがアップロードされる予定です。

### パテントスコープの状況

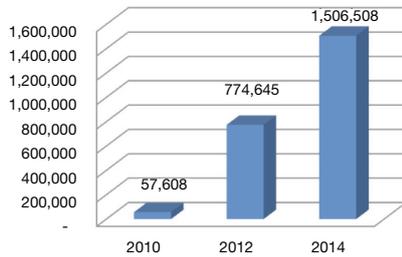
緑色の国は定期的に、黄色の国は不定期に更新していますが、赤色の国は過去12カ月に一度も更新を行っていません。



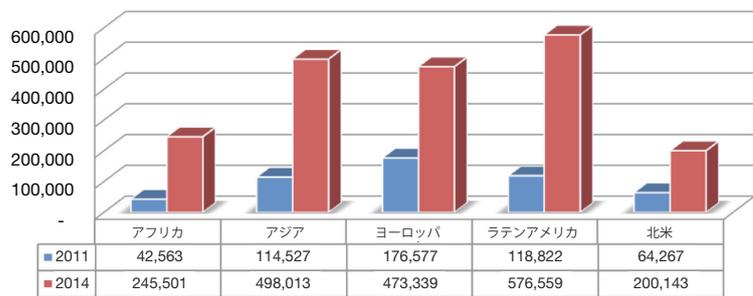
### パテントスコープ及びグローバル・ブランド・データベースの内容の発展



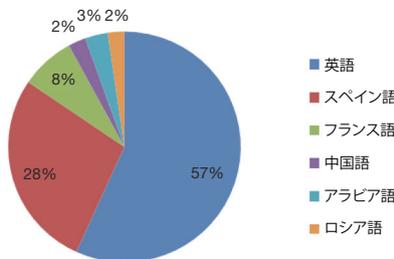
WIPOレックスの利用者数



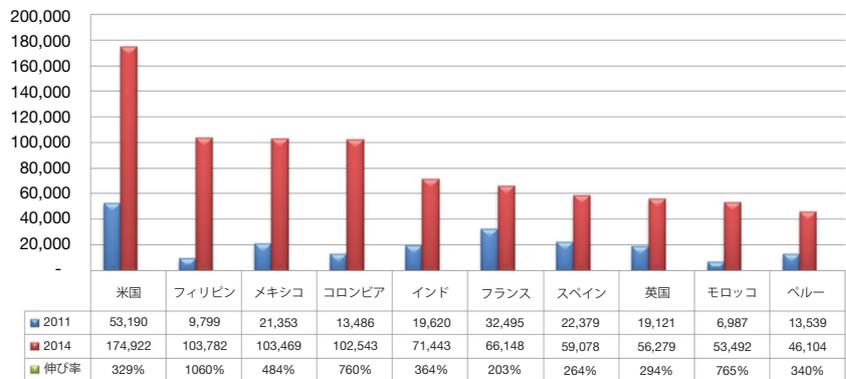
WIPOレックス利用者の地域別内訳



WIPOレックス言語  
インターフェースの利用状況



WIPOレックス利用者の国別内訳



WIPOレックス

49. 知的財産に関する法律及び条約のグローバル・データベース「WIPOレックス」(WIPO Lex)は、立ち上げから今年で5周年を迎えました。WIPOレックスは、196カ国のIPに関する法律、規制及び条約の最も包括的で信頼できる確かなコレクションです。1万3,000件を超える法的文書を収録し、6カ国語のインターフェースを通じてアクセスできます。文書の多くは原語のままですが、すべての国際連合公用語に可能な限り翻訳するよう努めています。

50. 2014年、WIPOレックスの利用者数は150万人を超え、複数の開発途上国が利用者数トップ10に入りました。実際、アフリカ、アジア及びラテンアメリカは、利用者が着実に増え続けているヨーロッパや北米を上回るペースで急増しています。例えば、フィリピンはWIPOレックス利用者数が、2010年の26位から2013年及び2014年では2位へと躍進しました。新たに追加された言語インターフェース(アラビア語、中国語及びロシア語)の

人気も大きく伸びており、WIPOレックスの利用者数増加に貢献しています。

統計

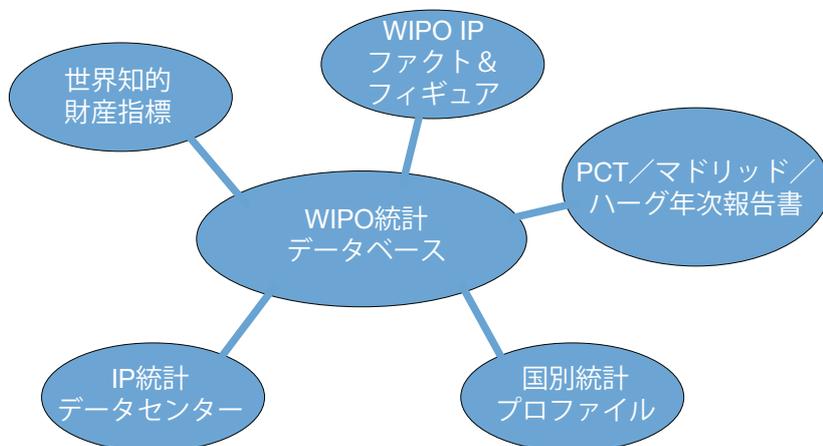
51. IP統計は、さまざまな意思決定者にとって重要な指標となっています。世界中の特許商標庁は、IP統計を利用して運営の管理及び計画立案を行っています。IP統計は、国を超えて、時間を追ってイノベーション活動を追跡できる数少ない指標の1つとして、イノベーション制度の実績監視において中心的役割を果たしています。したがって、WIPOの統計資源は、世界中のIP制度及びイノベーション実績を把握するための資源を提供しています。

52. 19世紀後半まで遡ってIP統計を収集・報告し、現在のほとんどのグローバルIP活動を対象とする豊富な統計情報を提供しています。WIPOは、利用者によって統計ニーズが異なることを認識し、IP統計データセンター(IP Statistics Data Center)を通じた原データ抽出のカスタム・ダウンロードから、毎

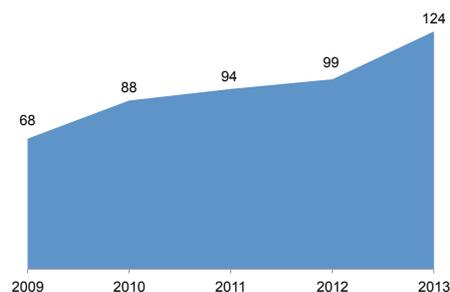
年の世界知的財産指標(World Intellectual Property Indicator)の発表に伴う主要世界的傾向の概要、冊子「IPファクト&フィギュア」(IP Facts & Figures)や国別統計プロファイル(Statistical Country Profiles)に記載の概要まで、自由に利用可能な各種統計資料やツールを通じて統計データを利用できるようにしています。さらに、PCT制度、マドリッド制度及びハーグ制度の年次報告書では、各出願制度の発展について統計的分析を行っています。

53. WIPOは年間統計を共有していただいている各国並びに各地域の特許庁に感謝します。今後も統計データの範囲拡大に努め、まだ統計について報告することができていない国の特許庁に対して支援を行う用意があります。

## WIPOの統計製品



## WIPOの統計データの範囲：統計調査に回答した知財庁の数



## 検索ツールと国際分類

54. WIPOは、40年以上前に4つの条約によって確立された4つの国際分類制度（国際特許分類（IPC）、標章の登録のための商品及びサービスのニス分類、標章の図形要素のウィーン分類、並びに意匠のロカルノ分類）を管理しています。2014～2015年の報告期間は、これらの制度の継続的改革における大きな節目となりました。2つの主要な制度は、技術の進歩、新商品及びサービスのライフサイクル短縮化、並びに世界的なサイバー市場の拡大を受けて、より頻繁に、体系的に、かつ広範囲にわたって更新されるようになりました。

55. IPCでは、2014年の340件から2015年には480件に増加した新規細分類の導入件数が示すように、改革と更新のペースが加速されました。ウェブベースのIPC公開資料プラットフォームの改良により、新しい検索ツール及び主要特許分類制度を比較するための新しいビューアーが導入され、IPCオンライン公開資料への訪問者数が前年比61%の急増を示したことから明らかなように、IPC公開資料のユーザビリティが大幅に向上しました。

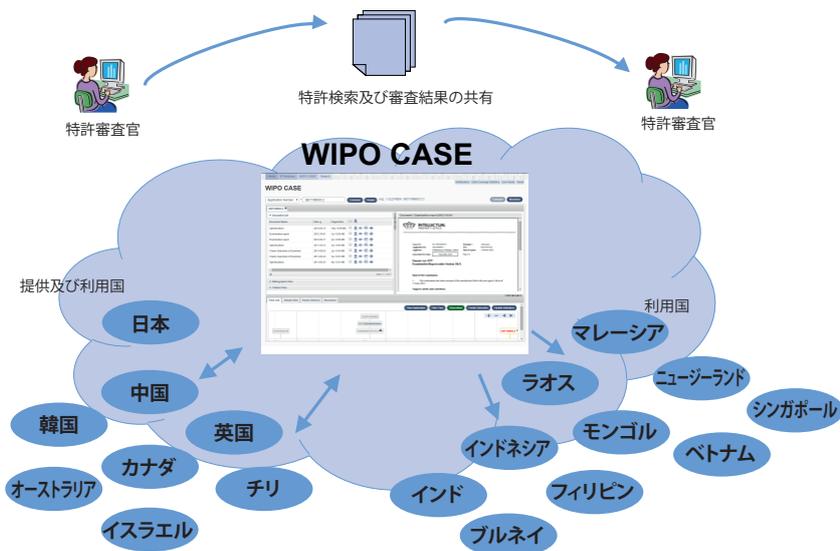
56. ニス分類は、年次改訂及び公開（従来は5年に1回の改訂）を2013年に導入して以来、初めての新しい改訂サイクルを無事に完了しました。改訂頻度の変更は、製品のライフサイクル短縮化・多様化・個別化、サイバー市場における新規サービスの多様性などの最近の傾向に対応するために必要でした。加盟国は、商品及びサービスのリストの改善及び明確化のために、約490項目の追加と約760項目の変更を導入しました。クラス・ヘディングに関しては、25年ぶりの大幅改訂が始まりました。2016年に変更実施の際には、分類作業が大幅に簡素化されるものと期待されています。また、加盟国から提案された変更が組み込まれた新しいスペイン語の公用語バージョンを立ち上げました。

## 多言語ツール

57. 当機関は、言語障壁を引き下げることによるIPデータへのアクセス改善に熱心に取り組んでいます。この分野で内部開発したツールはユニークで革新的なものです。

58. 独自の特許多言語検索ツール「WIPO CLIR」（Cross Lingual Information Retrieval）を開発し、その性能及び範囲を拡張しました。現在、単純な単一言語の検索式を12カ国語に拡張された検索式に自動変換することができ、特許情報の検索結果の大幅な改善につながっています。

59. パテントスコープに統合された機械翻訳ツール「WIPO翻訳」（WIPO Translate）は、対応言語が8カ国語に拡張され、特許文献の全文を各言語で閲覧することが可能になっています。特許翻訳の性能は、ほとんどの一般的な機械翻訳ツールを常に上回っており、その優秀性は国連制度内の姉妹機関にも高く評価されています。WIPOトランスレートは、ニューヨークの国際連合本部及び複数の国連専門機関の要請により、カスタマイズ版が各機関に配備され、翻訳作業促進のために積極的に活用されています。



WIPO CASEは知財庁の特許検索及び審査結果のオンライン共有を実現

60. 特許文献に由来する科学技術用語にアクセスできるようにするために、多言語専門用語ポータル「WIPOパール」(WIPO Pearl) を立ち上げました。その言語検索及び概念マップ検索は、異なる言語間の専門用語の正確かつ一貫した使用を促進し(現在は10カ国語で10万語及び1万5,000件の概念)、科学技術知識の検索及び共有の容易化に大きく貢献しています。

#### グローバルIPプラットフォーム

61. 相互に接続されたIPの世界では、IPの性質もグローバル化しており、信頼性の高い共通の技術プラットフォームで、ステークホルダーがデータにアクセスしやすいようにすることが極めて重要です。当機関は、知財庁の知的財産権の管理及び審査を支援する一連のグローバルIPプラットフォームの完成に向けて著しい進展を遂げました。特に、知財庁間でのIP文献の交換をコスト効果的に行えるよう、WIPO DAS (Digital Access Service) とWIPO CASE (Centralized Access to Search and Examination) という2つのプラットフォームの運用・開発を引き続き行っています。

62. WIPO DASは、現在10の参加知財庁によって利用されています。2014年末に、WIPOではセキュリティーの強化と、優先権書類のデジタル・コピーの送信を希望する出願人にとってのユーザビリティ向上のために、DASポータルを刷新しました。

63. WIPO CASEは広く導入が進んでおり、五大特許庁の3つがすでに接続済みで、その他も間もなく接続する予定です。合計18の知財庁によって利用されているWIPO CASEは、知財庁が特許検索及び審査結果、並びにその他の関連文献(関係書類情報)を共有することができるグローバル・プラットフォームを提供し、特許審査における国際協調及び特許の品質向上を促進しています。当機関は、CASEプラットフォームの運営に関する政策的枠組みのほか、技術サポートも提供しています。

## 開発

64. 開発アジェンダの勧告に沿って、開発協力が主流となり、当機関のプログラムのあらゆる部分に開発の観点が組み込まれるようになってきました。当機関は、あらゆるプログラムに対する開発の観点の統合を示す、先に詳しく述べた取り組みに加えて、特に開発途上国の知的財産制度への参加及び利用能力の向上に向けた重要な取り組みを実施しました。

### IP戦略の策定

65. この1年間を通じて、後発開発途上国 (LDC) 及び移行国 (発展途上国から先進国への移行期にある諸国) を含め、開発途上国におけるイノベーション及び創造性を支援する環境の提供を目的とする国家IP戦略の作成及び実施支援への取り組みを拡大しました。2014年末までに、全体で37カ国 (アフリカ地域21カ国、アラブ地域2カ国、アジア太平洋地域8カ国、ラテンアメリカ及びカリブ海地域6カ国) が国家IP戦略又は策定計画を導入済み若しくは導入中で、内17カ国がLDCでした。加えて、いくつかの移行国は国家IP戦略を導入するか (スロベニア、トルコ及びタジキスタン)、新戦略の策定を開始しました (ブルガリア、ジョージア、ポーランド、トルクメニスタン)。

66. また、この1年で技術協力への取り組み方を見直し、重要なニーズを優先するために加盟国との対話を緊密化したほか、結果の説明責任及び持続可能性、組織能力の開発、並びにIPステークホルダーにとっての目に見える経済的利益の実現を、より直接的な目標としました。支援の成果をより的確に評価できるよう引き続き努めており、この1年でモルドバとセルビアの2カ国で導入後評価を実施しました。これまでの評価の結果は、経済が同様の発展段階にある国の実績と比較して、国家IP戦略の導入成功が国家経済にプラスの影響を与えていることを示唆しています。

### 法的枠組み

67. 当機関は、特に自国の法律を条約の要件に準拠させることを目指している国の要請に応じて、立法に関する助言を行っています。加盟国から寄せられる立法に関する助言要請のほとんどは、ベルヌ条約、WIPO著作権条約 (WCT)、WIPO実演・レコード条約 (WPPT) を含め、比較的新しい条約が発効済み条約にかかわらず、特定のWIPO著作権条約加盟への関心によるものです。2014年には、要請に応じて14の加盟国に著作権立法支援を提供し、2015年には少なくとも同数の支援を提供する見込みです。工業所有権分野では、17の加盟国及び1つの政府間機関に立法支援を提供しました。

### 経済調査

68. 効果的なIP戦略の策定・実施のためには、現地の経済構造及び代替政策が経済活動に与える影響を十分に理解することが重要です。当機関は、開発途上国及びLDCに対し、IP政策決定の支えとなる証拠に基づく厳密な調査を実施する能力を高めるための支援を提供しています。開発と知的財産に関する委員会 (CDIP: Committee on Development and Intellectual Property) が設置した枠組みの下、事務局はIP及び全体的な経済活動に関する一般的な問題、並びに特定の産業やIPの形態に関係する具体的な問題に対処するために、複数の地域でそれぞれの事情に合わせた調査を実施しました。これらの調査は、最先端の調査方法論を利用し、通常は現地調査員の関与を積極的に求めて共同調査の形で行いました。加えて、当機関の関与が終わった後も、調査員が引き続き利用できる新しい経済分析用データセットを作成することも目指しました。この調査は、受益国のIP政策決定に貢献したほか、少なくとも1つの国で立法改革に貢献しました。また、WIPOの調査が頻りに国際会議で発表されたり、科学誌論文に掲載されたりすることで、IP及び社会経済活動に関する学界全体の議論を促進しています。

## 能力開発

69. WIPOの戦略、立法及び経済政策支援は、開発途上国の要請により、WIPO管理条約に従うことの実用的意義の確認を目的とする能力開発活動によって補完されています。この1年で当機関は、現在の締約国とPCT、マドリッド及びハーグ条約への加盟を検討中の国の両方でいくつかの活動を実施しました。これらの活動には、60カ国以上から3,500人を超える人々が参加しました。加えて、アウトリーチ活動にはウェビナーの利用も含まれ、今年はPCTをテーマとしたウェビナーを17回開催しました。この点において、遠隔学習コースは特に有益であることが分かっており、PCT入門コースを通じて2014年だけで2,686名の人々が参加し、その多くは開発途上国及び移行国からのアクセスでした。また、より一般的なIP能力開発プログラムも開催し、94の開発途上国及び5つの地域政府間機関から約3,000名の政府職員及びステークホルダーが集まり、国家、地域及び地域間レベルで幅広い参加がありました。

70. ブルキナファソ、ケニア及びセネガルにおける視聴覚産業の強化に関する開発アジェンダ・プロジェクトでは、2015年には3カ国すべてで開催された研修ワークショップに多くの参加者が集まり、素晴らしい成果を収めました。これらは、各国連絡窓口並びにフランコフォニー国際機関（OIF）と緊密に協議しながら実施されました。このプロジェクトでは、契約慣行の改善、視聴覚コンテンツの権利及び取引の管理改善、並びに合法的なバリュー・チェーンの開発による配信及び収入フローの確保を通じて、著作権枠組みを製作資金調達及び収入機会創出に有効活用するための実用的手段を映画専門家に提供しています。それにより、視聴覚産業が繁栄し、成長、創造性及び雇用創出に大きく貢献することができる持続可能なインフラ構築の構築に向けて開発途上国を支援しています。



写真：WIPO

人気の高いWIPOアカデミー・サマースクール・プログラムでは、2015年はスイス、チリ、中国、インド、韓国、メキシコ、ロシア及び米国で開催されたコースにますます多くの意欲的な知財弁護士及び若手専門家が集まりました。

### WIPOアカデミー

71. WIPOアカデミーが提供する研修に対する需要は、国際IP制度の恩恵を享受するすべての国の能力向上に向けた当機関の重要な手段としてのWIPOアカデミーの成功を反映して伸び続けています。それを受けて、WIPOアカデミーはバランスとコスト効果に優れた取り組みの地理的分布を維持するために運営を合理化したほか、加盟国の優先事項及びニーズの変化に対応したコースの設計についての情報を得るために、研修ニーズ評価を実施しました。

72. WIPOアカデミーは、2014年も引き続き、学際的アプローチを用いて、幅広い層を対象にした一般及び専門コースの豊富なポートフォリオを提供しました。遠隔学習プログラムの参加者は、180名の国際IP専門家のネットワークの知識を借りた、9カ国語での71コースを通じて、193カ国3万4,935名に達しました。

それらの参加者には、約2,300件の申請に対して奨学金が与えられました。遠隔学習コースの幅広い内容は継続的に強化されており、2014年には世界保健機関及び世界貿易機関と共同開発した医薬品のIP及びアクセスに関するコースなど、タイムリーな新規コースが開発されました。2014年における成功を最も良く示す指標の1つとして、WIPOの支援を受けた講師が果たした積極的役割が挙げられます。このような講師は、LDC、開発途上国及び移行国の知財庁職員であり、自国のIP戦略に合わせてカスタマイズしたコースの提供を増やしています。

73. また、特定の層をターゲットとしたプログラムも提供しています。例えば、専門家開発プログラム (Professional Development Program) では、LDC、開発途上国及び移行国の知財担当政府職員216名 (内55%は女性) に対し、従来及び新興IP分野に関する研修を実施しました。学術機関プログラム (Academic Institutions Program) では、アルゼンチン、オーストラリア、カメルーン、イタリア、韓国及びジンバブエにおいて、地元大学と協力して3カ国語による6つの共同修士課程を提供し、179名の卒業予定者が受講し、内92名はWIPO奨学金を受けました。また、このプログラムはサマースクール・コースの実施にまで及んでおり、2014年は350名以上の大学院生及び若手専門家が受講しました。さらに、スタートアップ全国アカデミー・プロジェクト (Start-Up National Academies Project) では8つの加盟国に支援を提供しており、内5カ国は86名の認定指導者 (内60%以上が女性) による国家及び地域レベルの研修をすでに実施しています。

#### IP尊重意識の醸成

74. 加盟国は、IPの価値、模倣品及び海賊版の悪影響に対する意識向上、並びに予防の取り組みを含むエンフォースメント活動の実施への支持を一貫して表明しています。そこで、当機関のプログラムは法規制枠組みの確立のみならず、国民の意識向上促進のための戦略的協力に向けた支援提供を目指しています。2014年、加盟国の強い関心に応えて、当機関は児童を対象にした国民意識向上活動、並びに公教育活動における通信技術、特にソーシャル・メディアの利用について調査を実施しました。その際、韓国の資金援助により、10~15歳の児童向けの5つの授業計画を作成しました。これは、他の加盟国の要請に対応するための貴重な資源となるはずですが、同様に、WIPOプログラムの評価において出された提案に応じて、能力開発の焦点を直接提供から既存の専門研修機関の強化に移しました。一例として、取締官及び検察官の研修用に、知財犯罪の捜査及び訴追に関する要件について実践的で、分かりやすく、バランスのとれたガイダンスを提供する知財犯罪訴追研修マニュアル (Training Manual on IP Crime Prosecution) を作成しました。

#### 発明家支援プログラム (IAP)

75. 発明家支援プログラム (IAP: Inventor Assistance Program) は、発明に対する特許保護を確保するために、開発途上国の発明家を自国内のボランティア弁理士に結びつけるという、これまでに類を見ないイニシアティブです。このプログラムは、2015年4月の世界経済フォーラムに関連して立ち上げられた共同プロジェクトから生まれたもので、資源不足の発明家及び小企業の特許制度利用を促進し、イノベーション及び社会全般の状態に恩恵をもたらすことを目的としています。パイロット・プログラムはコロンビアで始まり、2015年末までにさらに2カ国 (アジア及びアフリカ) が加わる見込みで、出願件数が少なく、形式要件を満たしていないために拒絶件数が多い開発途上国にまで拡大することを最終目標としています。

#### 大学及び中小企業

76. 中小企業 (SME) は、ほとんどの国で経済の基礎を成しているにもかかわらず、概してIP制度を十分に活用しておらず、競争力強化においてIPが果たし得る役割を生かしていません。当機関は、IP資産の管理に関してSMEを継続的に支援するために、十分な知識、スキル及び経験を備えた指導者のコミュニティの構築を目指しています。この1年で、14カ国約600名の指導者候補者に対して指導者プログラム研修を実施したほか、韓国知財庁と協力して編成したIP及び業務に関する年1回の共同検定コースに約700名の参加がありました。加えて、国際女性発明家及び起業家ワークショップでは、9カ国約100名の女性発明家及び起業家に対し、個々の必要性に応じた研修を行いました。

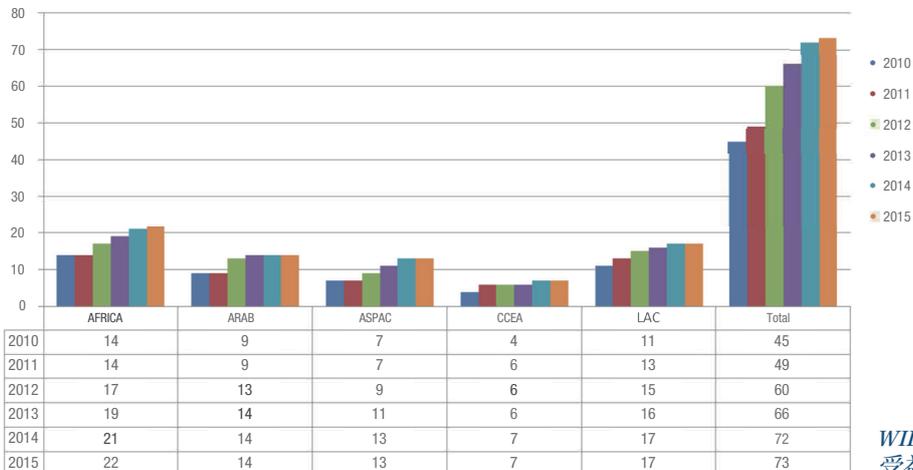
77. 大学及び研究機関が直面する特定の課題が注目されています。この1年で、長期的な開発プロジェクトに大学及び研究機関を組み込み、メキシコのモンテレイ工科大学のために編成されたライフサイエンスにおける情報通信技術 (ICT) の出願に関する検定コースなど、具体的な技術研修を提供しました。

#### 技術インフラ

78. 国の知財庁が品質、効率及びコスト効果に優れた知的財産権の管理を長期にわたって持続的に行えるようにするためには、近代的かつ効果的な技術インフラが必要です。多数のLDC及び開発途上国の要請を受けて、当機関は技術インフラ関連の支援を強化しました。とりわけ、WIPOは開発途上国の知財庁が重要な役割を担うために必要な構造的安定性の実現を支援するように設計された無償のパッケージソフトウェアを提供しています。

79. 知財庁管理システム (IPAS: IP Office Administration System) は、この一例です。IPASは、約70の知財庁でIP出願の処理を支援しており、知財庁のワークフロー管理の完全自動化を可能にしています。先頃のIPASのアップグレードにより、知財庁業務の完全オンライン化が可能になっただけでなく、アラビア語及びペーパーレス処理にも完全対応しました。新製品「WIPOファイル」(WIPO File) は、知財庁が出願をオンラインで受理できるようにするもので、オプションとして国内電子決済システムと統合することも可能です。もう一つの新製品「WIPOパブリッシュ」(WIPO Publish) は、知財庁のすべてのIP情報をオンラインで提供及び全文検索できるようにするほか、WIPOのグローバル・データベースに統合することも可能にします。このプログラムでは、多数の利用者及び幅広い製品を効果的にサポートすべく、知財庁に適時の対応及び支援を提供するためのIPASヘルプデスク (IPAS Helpdesk) を先頃導入しました。

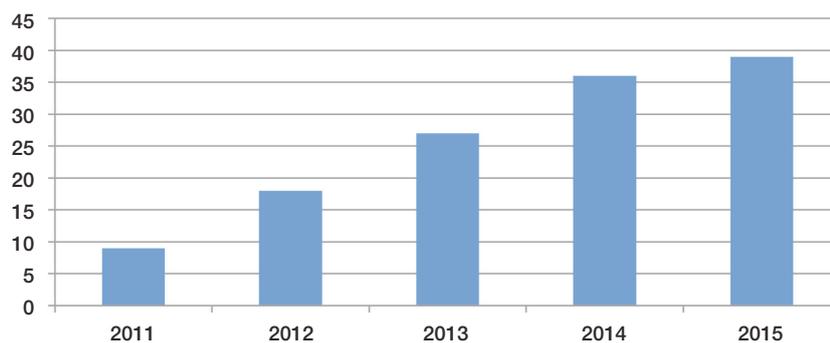
## WIPO知財庁業務システム – 地域別利用状況



WIPOの技術インフラ近代化支援の  
受益国

知財庁業務システムには、IPAS (知財管理システム)、AIPMS (アラビア語バージョン)、WIPOスキャン(デジタル化)、EDMS (文書管理)、WIPOファイル(オンライン出願)、WIPOパブリッシュ(オンライン検索データベース)が含まれます。

## 国家TISCネットワーク数



80. 著作権技術インフラの分野では、国際ネットワークによる著作権共同管理に適したソフトウェアを開発するための新規プロジェクトとして、WIPOコネク (WIPO Connect) を2014年に立ち上げました。WIPOコネクはすでに順調な進捗を示しており、2015年7月に概念実証が無事完了し、現在は業務専門家グループ (Business Expert Group) による業務要件の確立が進められています。このシステムは、2016年に開発途上国及びLDCに展開される計画です。

81. 当機関の技術・イノベーション支援センター (TISC: Technology and Innovation Support Center) プログラムは特に好評です。2009年に最初のTISCを設置して以来、当機関はTISCを設置して現地クリエイターが高品質のIP資源にアクセスできるようにすることにより、開発途上国及びLDCの知識アクセスへの対

処に努めています。この1年でだけでも新たに10カ国がTISCプログラムに参加し、参加加盟国50カ国という重要な節目を迎えました。内40カ国の既設TISC数は400に迫る勢いです。プログラムの成長は、この1年で25回開催された現地研修イベントを含む継続的な能力開発活動に支えられ、オンラインe-チュートリアル、ウェビナー及びeTISC (知識・経験の共有及び連携・交流促進のために世界1,300名以上のTISC職員によって使用されているオンライン・プラットフォーム) によって補完されています。

82. TAG (TAG of Excellence project) は、共同管理組織 (CMO) に関する自主的な国際品質評価基準として2年目を迎えました。2014年は、「著作権及び著作隣接権の共同管理に関する優れた慣行の概要」(Compendium of Good Practices Concerning the Collective

Management of Copyright and Related Rights) を作成しました。公開の際には、CMOにとって透明性、説明責任及び優れたガバナンスの実現と改善に関する実務ガイドとなるはずで

## 官民パートナーシップ

83. 当機関は、当機関のプログラムを支援する民間セクターの知的資産及び金融資産を活用する手段として、大成功を収めている官民パートナーシップをいくつか運営しています。

### WIPO Re:Search

84. WIPOは、顧みられない熱帯病 (NTD)、マラリア及び結核に関する研究に進展が見られない状況を打破するために、世界規模の新たな研究協力を促進する必要性を認識して、2011年、官民セクター組織間のパートナーシップ仲介を支援するWIPO Re:Searchを立ち上げました。このプラットフォームは、関連知識、IP、化合物、専門知識及び施設のライセンスや共有を自主的に行うことができるフォーラムを提供し、最終的に使用料無料での協力協定や特許ライセンスの締結につなげることを目的としています。2015年7月現在で、WIPO Re:Searchには特にアフリカの開発途上国の製薬会社、学術機関、製品開発パートナーシップ及び研究機関を含む94団体が加盟しています。

85. このネットワークの可能性を引き出すために、世界の医療を専門とする非営利団体であるバイオベンチャーズ・フォー・グローバルヘルス (BVGH) が運営するパートナーシップ・ハブ (Partnership Hub) は、生産的な協力関係の確立に向けて積極的にメンバーをつないでいます。これまでに89件の協力関係が確立され、2013年及び2014年には、オーストラリア及び日本政府の手厚い資金援助により、開発途上国の5名の科学者がWIPO Re:Searchメンバーとの研究滞在を行いました。2015年後半には、6人目となる科学者が6カ月間の研究滞在を開始する予定です。

### WIPO グリーン

86. WIPOグリーン (WIPO GREEN) マーケットプレイスは、あらゆる開発段階の環境保全技術 (及び関連IP資産) へのアクセスを可能にするもので、協力、技術共有・移転、ライセンス及び販売を実現するために、環境保全技術提供者

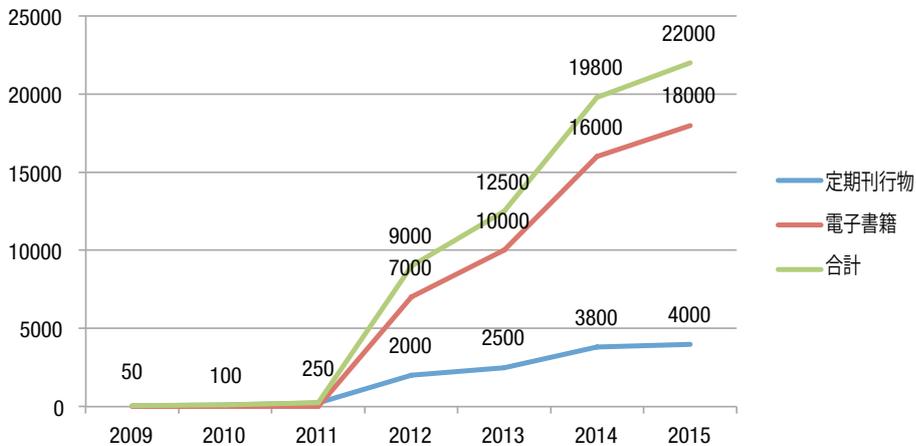
とソリューションを模索するイノベーターを結びつけています。現在、WIPOグリーン・データベースには2,000件を超える環境保全ニーズ、技術及びサービスの申し出が登録されており、広がり続けるネットワークは、特に開発途上国におけるイノベーション及び普及を目的とする協定の促進又は取引の支援に取り組む世界59のパートナーで構成されています。

87. この1年で、日本政府の手厚い資金援助を受けたプロジェクトがインドネシア、フィリピン、ベトナムにおける廃水処理ニーズ及び技術に取り組んだほか、間もなく東アフリカで水道及び農業プロジェクトが始まります。また、気象技術センター・ネットワーク (CTCN)、フィリピン知的財産庁及びアジア開発銀行 (ADB) と共同で、仲介セミナーをマニラで開催しました。

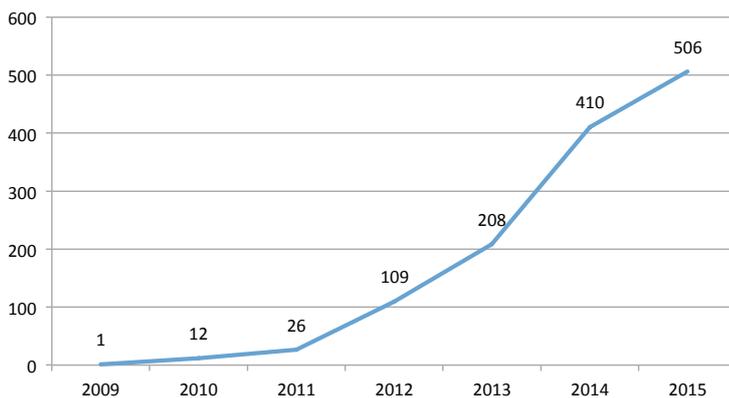
### ARDI及びASPI

88. この1年で、当機関のARDI及びASPIプログラムを通じて開発途上国及びLDCの個人及び機関に提供された科学技術定期刊行物及び商用データベースへのアクセス数に顕著な伸びが見られました。ARDI (Access to Research for Development and Innovation) プログラムは、出版産業パートナーと協力して、開発途上国及びLDCにおいて科学技術定期刊行物への無料若しくは安価なアクセスを提供するものです。コンテンツが大幅に増加したほか、2015年の時点で、ユーザー数は300団体から72カ国500団体以上に増加し、2万件の定期刊行物、書籍及び参考文献へのアクセスがありました。同様に、LDC及び開発途上国のユーザーに商用特許データベースへのアクセスを提供するASPI (Access to Specialized Patent Information) プログラムも、2015年は20団体から40団体以上と、2倍を超える増加を示しています。

## ARDIコンテンツの増加



## ARDIアクティブ団体ユーザー数



WIPOのARDIは、国際連合官民パートナーシップ「命の探求」(Research for Life)の4つのプログラムの1つです。

## アクセシブル・ブック・コンソーシアム (ABC)

89. 複数のステークホルダーから構成されるこのコンソーシアムは、1年少し前の立ち上げ以来、全盲、視力障害、又はその他のプリント・ディスアビリティのある人々が利用できるアクセシブルな形式の書籍の数を増やすための実際的手段を提供することにより、「本の飢餓」を根絶するというマラケシュVIP条約の目的の実現に向けた動きを加速しています。ABCのブック・サービス (Book Service) は、運営初年度にすでに3万1,000人を超えるプリント・ディスアビリティのある人々へのアクセシブルな書

籍の貸し出しを支援し、大きなマイルストーンを達成しました。ABCは、ABC提案のアクセシブル出版憲章 (Charter for Accessible Publishing) への署名により、電子書籍及びその他のデジタル出版物にプリント・ディスアビリティのある人々がアクセスできるようにするという確約を、大手出版社12社及び出版協会5団体から得ています。4月には、ロンドン・ブックフェア国際優秀賞2015 (London Book Fair International Excellence Awards 2015) において、ABCメンバー2団体 (バングラデシュのヤング・パワー・イン・ソーシャル・アクション (YPSA) 及びケンブリッジ大学出版局) に国際優秀賞を授与しました。

## アクセシブル・ブック・コンソーシアムの運営初年度のマイルストーン:

- 29万タイトル55言語以上の蔵書
- 3万1,000人以上のプリント・ディスアビリティのある人々によるアクセシブルな書籍の借り出し
- 3,000点の電子書籍を蔵書にダウンロード可能にすることにより、図書館の制作コストを600万米ドル削減
- バングラデシュ、インド、ネパール及びスリランカのプリント・ディスアビリティのある学生2万3,500人のために、1,580点を超えるアクセシブルな形式の教養書を各国語で制作

## 世界規模の参照用資料

90. 前述のグローバル・データベースに加えて、当機関は知的財産の中心的役割を認識して、経済分野の各種参考文献を制作しています。政府は、新技術や新たなビジネス・モデルが長期的な経済成長やさまざまな社会問題への対処において果たす重要な役割を認めています。そこで、知識経済への投資を積極的に行い、新しいアイデアが開花し、市場に送り出される環境の促進に努めています。そのため、知識経済における成功を測定し、イノベーション政策決定に対する最も効果的なアプローチを把握することが重要になっています。

91. WIPOは、全世界のイノベーション実績を監視・分析した資料の出版により、政策決定者の取り組みを支援しています。最も広範囲にわたる資料は、コーネル大学及びINSEADと共同開発したグローバル・イノベーション・インデックス (GII) です。GIIは、140カ国以上の経済を調査し、幅広い指標を用いて、イノベーションの多面的側面を捉えようとするものです。GIIは、イノベーション実績の世界ランキングに加えて、国家イノベーション制度の主な相対的長所及び短所を特定し、政府のイノベーション政策の改善及び進捗の監視を支援します。2015年9月、英国政府の協力により、GIIはロンドンで、英国知的財産担当大臣のネヴィル・ロルフ男爵夫人の出席の下、発表されました。GIIの発表は、エコノミスト誌、BBC、CNBCなど、非常に影響力のある国際報道機関に取り上げられたほか、世界中の全国紙やテレビ番組でも広く報じられました。政策責任者も、すでに演説やソーシャル・メディアで新しいランキングについて言及しています。2015年版GIIは、今年第4四半期にさまざまな地域で開催される複数の政策イベントでも発表される予定です。

92. その他2つの世界規模の参照用資料は、イノベーション制度における知的財産の役割に焦点を当てています。前述のように、WIPOの年次世界知的財産指標は、WIPOの年次統計調査を利用して、特許、商標、意匠及び植物品種の使用に関する最新の世界的動向の概要を示すものです。そして、世界知的財産報告書 (World Intellectual Property Report) は、今日のグローバル市場におけるIPの役割について調査した分析報告書です。隔年で出版され、2013年版報告書ではブランド、近刊の2015年版報告書では経済成長及び画期的イノベーションに焦点が当てられています。この報告書シリーズを通じて、当機関はIP制度の貢献について具体的に説明し、新しい知見を示そうと努めており、客観的な根拠に基づく政策決定を促進することを願っています。GIIと同様に、世界知的財産指標及び世界知的財産報告書は定期的に報道されるほか、政策文書や学術研究でも頻繁に引用されています。

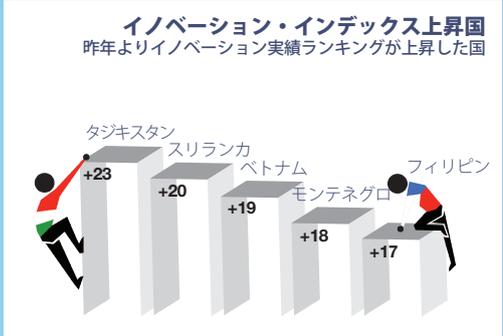
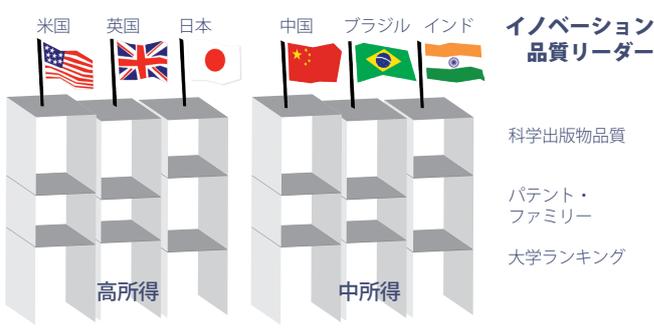


インフォグラフィック: WIPO/LigaNetwork

# グローバル・イノベーション・インデックス2015年版 イノベーションのリーダー国は？ 地域別トップ・パフォーマー\*



## 所得グループ別トップ・イノベーター\*



WIPO、コーネル大学及びINSEADが発表した2015年版グローバル・イノベーション・インデックス (GII) の年間ランキングでは、スイス、英国及びスウェーデンが上位を占めました。今年のGIIでは、「発展に有効なイノベーション政策」のテーマに焦点を当てながら、創造力の解放に向けた開発途上国の戦略を分析しました。報告書によれば、中国、マレーシア、ベトナム、インド、ヨルダン、ケニア及びウガンダは、経済規模が同等の国を上回る実績を示しています。

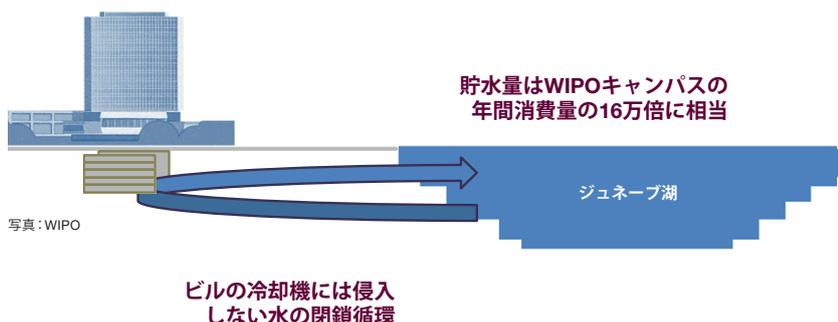
## WIPOキャンパス

93. 2014年の総会に向けた新しいWIPO会議場の完成は、WIPOに関連する政府間会合に適した場所を構内に確保しただけでなく、他の国連機関やその他の組織にも重要会合の開催会場として選ばれており、WIPOキャンパスの進化における大きな一歩となりました。2011年の新しいビル、2014年の新しいWIPO会議場及び公有地に沿った警備境界の完成により、WIPOキャンパスは来冬に植樹される予定の新しい樹木など、少数の外観要素を除いて完成しました。

94. 外側から見ると、WIPOキャンパスはパレ・デ・ナシオンのユニーク建築の存在感のおかげで、周辺の重要なランドマークとなっています。WIPO職員、使節及び住民が責任を持って管理していることは、WIPOキャンパスを日々行き交う人の流れを見れば分かります。内側から見ると、WIPOキャンパスは高品質の建築環境に内部の技術的機能性の大幅な強化の恩恵を受けており、新しいエリアは各部分が互いに継ぎ目なく共存するように意図されたかのように既存エリアに溶け込んでいます。2011年以降、WIPOキャンパスのビル会議室の数及び種類が12室から18室(+50%)へと大きく増えたほか、総座席数は646席から1,686席(+160%)、通訳ブース数は18から33(+83%)に増えました。

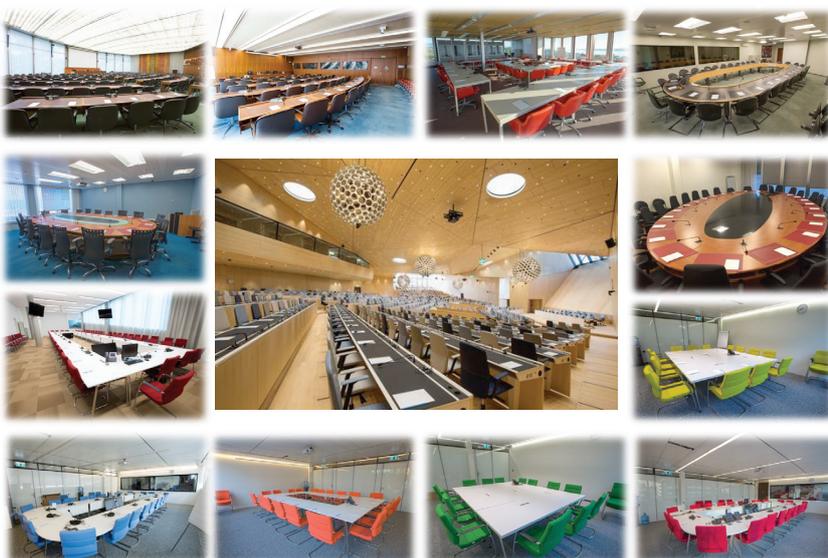
95. WIPOキャンパスは、建設資材又は建築方式としての木材、天然石、自然光及び自然の空気を選択のほか、生物多様性を促進する新しい樹木、花及び植物屋根など、持続可能性と環境への配慮を明確に示す複数の特徴を備えています。特記すべきは、ジュネーブ湖の水を利用した冷房システム(すでに全館対応)です。この冷房システムでは、地元で発生するエネルギーに加えて、水消費量への影響を軽減する未来の技術ソリューションが利用されています。2015年9月25日、新しいWIPO会議場は、スイス木造建築協会の2015年リグナム・ジュリー(2015 Lignum Jury)によって「建設資材としての木材の価格維持の模範 (valorisation exemplaire du matériau bois)」と特筆されたほか、スイスの地元の森林からの木材を構造に使用していることを認める「スイス産木材」(Swiss origin wood) ラベルの認定をFSC(森林管理協議会)から受けました。

## WIPOキャンパス ジュネーブ湖水冷システム





写真：WIPO



写真：WIPO

WIPOの会議施設

## 外部事務所

96. WIPOの外部事務所ネットワークは、2014年夏の中国及びロシア事務所の開設によって拡張されました。これら2か所の新事務所がブラジル、日本及びシンガポールの既存事務所に加わり、当機関の国際的な存在感は高まりました。外部事務所により、当機関は加盟国及びステークホルダーにより効果的に接触し、協働することが可能になり、これによりプログラムの実行及び協力が強化されます。

97. 外部事務所は、コスト効果の高い多くのサービスを現地で提供しています。国際IP制度のサポート・センターの役割を果たしながら、グローバル・インフラ・プログラムの一環としての技術支援の提供、開発のためのIP利用を促進する能力開発活動の提供、WIPO管理条約のプロモーション、広範な地元及び地域コミュニティとの効果的なコミュニケーション、ターゲットを絞ったアウトリーチの実施、ステークホルダーとのより緊密な関係の構築、ジュネーブの業務時間外に当機関のサービスを利用可能にする24時間サービスの提供などを行っています。先頃の各外部事務所ウェブページ刷新以降、コミュニケーション・ツール群が強化され、ターゲットを絞った情報を現地語で提供できるようになりました。

98. これらの能力により、例えばWIPO日本事務所は、2015年5月にハーグ制度が日本で発効する前にも、それ以降にも、同制度を日本の利用者に効果的にプロモーションできるようになりました。ロシア事務所は、国内のさまざまな地域の大学及び研究機関による適切なIP政策の立案を支援しています。WIPO中国事務所は、映画産業などの分野における著作権の役割を強化すると同時に、国内のさまざまな地域の利用者及びビジネス団体にPCT制度の利用を奨励しています。ブラジル事務所は、技術移転局間の適切なイノベーション政策及び機関戦略の立案を促進しています。WIPOシンガポール事務所は、ASEAN地域の政府職員及び利用者に対し、マドリッド制度の利用を奨励しています。

99. そうした地理的に分散した規模での事務所の拡張に伴い、外部事務所と本部との間並びに外部事務所間の実質上及び運営上の強い結束とコミュニケーションを維持する必要性を認識しています。2015年1月には外部事務所所長の初会合をジュネーブで開催し、外部事務所が当機関の部門や部署と緊密に関わる機会を提供しました。外部事務所との隔月のテレビ会議により、そうした連携を強化し続けています。

100. プロセス及び手続きを調和させるために、いくつかの作業グループが当機関の運営を検証し、運営の合理化に加えて、IT、施設、セキュリティ、通信、人的資源、計画立案、事業継続性、手続き、イベントなどの主要分野で、事務所の機能を当機関の機能に完全に統合するように勧告を行いました。大きな課題は、シームレスな統合を実現するために必要な技術バックボーンの拡張です。この点における統一のための重要なイニシアティブが、グローバル・オフィス・アーキテクチャー (Global Office Architecture) プロジェクトです。これは、2015年末までにすべての外部事務所が本部の職員と同じIT接続及びサービス、並びに同じレベルのセキュリティの恩恵を受けられるようにするものです。

## コミュニケーション 及びアウトリーチ

101. この1年で、増え続ける対象者により効率的に連絡を取るために、コミュニケーション・ツール及びシステムに複数の改良が導入されました。

### WIPOワイヤー

102. WIPOのサービス及び活動について常に状況を把握していることを望む多忙なステークホルダーのために、WIPOニュース、特集記事、ビデオ・クリップ及びリソース・ヒントをまとめて隔週で伝える新しいWIPOワイヤー (WIPO Wire) ニュースレターを6カ国語版で立ち上げました。立ち上げから1カ月で153カ国8,050名から購読申し込みをいただき、大変うれしく思います。

### WIPOニュースレター・プラットフォーム

103. 6月に立ち上げられた新しい6カ国語版電子ニュースレター・プラットフォームは、現在、特定の関心に応える27のニュースレターを提供しています。このプラットフォームは、当機関のステークホルダーの要望を理解し、対応する能力を強化する分析機能を備えています。

### 世界知的所有権の日

また約350のイベントが105カ国で報道されたほか、Facebookの「世界知的所有権の日」関連コンテンツには80万を超えるアクセスがありました。このキャンペーンには、さまざまな業界及びアーティスト・グループ、ボブ・マーリー財団、キース・ヘリング財団、米上院及びグレートフル・デッド結成メンバーの1人であるボブ・ウェア氏から支持、支援及びコメントが寄せられました。

### メディア

105. ソーシャル・メディアでは、WIPOのTwitterアカウントは約2万6,000人のフォロワーと200万を超えるインプレッションを集めました。Youtubeチャンネル上のWIPOのビデオの再生回数が840万回を超えたほか、WIPOがFlickrに投稿した写真の合計表示回数は300万回を超えました。WIPOの新しいLinkedInアカウントは、人材募集手段として評判が良く、貴重な補強ツールであることが実証されました。

「世界知的所有権の日」キャンペーンは、ソーシャル・メディア上でも、105カ国以上で報道されたイベントでも大盛況でした。



104. 2015年の「世界知的所有権の日」(World IP Day) を記念する祝典を通じて、全世界のIPコミュニティと関心のある一般の人々との関わりが強化されました。「起き上がれ。立ち上がれ。音楽のために」(Get Up, Stand Up. For Music) をテーマにした「世界知的所有権の日」の行事は、加盟国の知財庁、学校及び組織が参加し、大盛況でした。

## 人材こそが資源

106. この1年で実施してきた幅広いサービス、プログラム及び活動は、当機関の最も重要な資産である職員の献身的な関与なくしてはなし得ないものでした。卓越した仕事に感謝の意を表すと共に、素晴らしい業績に祝意を表します。

107. いくつかのイニシアティブにより、機動的で適材適所の推進という、2013年後半に設定した人的資源戦略目標の実現を目指しました。その結果、人材計画、職員育成及び業績管理の3つの主要な人的資源分野において成果が上がりつつあります。

108. 当機関における人材の募集及び配置は、プログラムのニーズによります。2014～2015年の二年間に特定が開始された人材要件は、当機関のプログラムの実施を支援するために、あらゆるレベルの運営計画に統合されています。このための完全なシステム統合は、2016～2017年の二年間計画で達成される予定です。

109. 当機関の進化するニーズを満たし、スキルとニーズの整合を図るために、特にデジタル通信、情報技術、事業継続性及び経済の分野で、新たなスキルを必要とする役割を設けました。この人材の多様性強化は、職員数の増員なしに達成されました。有望な人材の宝庫（大学、職能団体、各国知財庁など）への募集リンクの直接設置や、当機関の人材にまったく又はあまり含まれていない加盟国をターゲットにしたアウトリーチ・キャンペーンを通じて、これらの新しい職種の候補者プールを広げるための取り組みを強化しました。従来の出版広告に加えて、ソーシャル・メディア・プラットフォームやその他のウェブベースの告知を利用することにより、はるかに幅広い候補者に情報を提供することが可能になりました。募集及び採用プロセスにはジェンダー・バランスへの考慮も取り入れられており、ジェンダー比率及び地理的比率の両面で着実な進展を達成しています。

110. 当機関は、職員のスキルを開発するイニシアティブや、高い技能を持つ優秀な人材の維持に不可欠なイニシアティブに投資し続けています。2014年には、スキルの習得を促進するために新しい学習・開発方針（Learning and Development Policy）を開始しました。管理者向けの非言語的意思疎通、コーチング、紛争解決及びストレス管理に関する研修プログラムのほか、プロジェクト管理、品質／リスク管理分野での管理技術を改善するためのワークショップも実施しました。2014年には、22名の職員が業務に関連する学位、上級学位、又はその他の資格認定の取得に向けて、当機関による授業料補助や時間手当を通じた教育支援を受けました。

111. 業績管理プロセスは、効果的な人材管理のために重要です。業績管理プロセスでは、当機関の成果に基づく管理戦略に従って、成果に重点を置いています。これらのプロセスの成熟度が上がった結果、昨年には明確に定義された規制枠組みの発行に加え、業績優秀者を評価、支援及び育成する労働環境の構築に向けて管理者及び職員から関与を引き出すためのガイドラインの作成に至りました。2013年7月に開始した試験的な報酬・報賞プログラム（Rewards and Recognition Program）は、評価結果及び職員の反応が良かったことを受けて延長されました。職務明細書の更新や管理者向けコーチング研修などの並行した人事管理イニシアティブにより、業績管理能力が強化されました。

112. ビジネス・インテリジェンス・システムの導入及び継続的開発により、人事プロセス及びサービスの効率が向上しました。一連の職員向け自助機能を立ち上げたところ、すぐに軌道に乗り、協力的で使いやすく有用な共通の人事管理環境が構築されたと同時に、人事管理専門家がより複雑な人材支援業務に集中できるようになりました。



フランシス・ガリ  
事務局長

**WIPOブラジル事務所**

Rua Farme de Amoedo, 56 – 7<sup>th</sup> Floor  
Ipanema – CEP 22420020  
Rio de Janeiro – RJ  
Brazil  
Tel: +5521 2523 0885  
Fax: +5521 2103 4626

**WIPO中国事務所**

No. 2 Dongkoudai Hutong  
Xicheng District  
Beijing 100009, China  
Tel: +86 10 83 22 02 38 /  
+86 10 83 22 08 33  
Fax: +86 10 83 22 03 23

**WIPO日本事務所**

〒100-0013  
東京都千代田区霞が関1丁目4-2  
大同生命霞が関ビル7階  
Tel: +81 3 5532 5030  
Fax: +81 3 5532 5031

**WIPOロシア事務所**

24, Berezkhovskaya naberezhnaya  
123995, Moscow  
Russian Federation  
Tel: +7 499 940 04 82  
Fax: +7 499 940 04 83

**WIPOシンガポール事務所**

29 Heng Mui Keng Terrace  
#06-16, Singapore 119620  
Singapore  
Tel: +65 6774 6406  
Fax: +65 6774 4298

詳細はWIPO ([www.wipo.int](http://www.wipo.int))  
までお問い合わせください。

**WIPO本部**

34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18  
CH-1211 Geneva 20  
Switzerland

Tel: +4122 338 91 11  
Fax: +4122 733 54 28

WIPO出版番号: 1050J/15  
ISBN 978-92-805-2671-4